

社会福祉法人福角会
福角会ホームヘルプサービス事業所運営規程
(指定訪問介護事業)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人福角会（以下事業者という）が開設する福角会ホームヘルプサービス事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めるものである。

(事業の目的)

第2条 指定訪問介護の事業は、要介護状態にある利用者に対し、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助等を行うことにより、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(事業運営の方針)

- 第3条 訪問介護事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明し同意を得たうえで実施する。
 - 3 事業所の従業者は、常により良い介護技術の習得に努め、利用者にとって適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - 4 指定訪問介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況及び置かれている環境を的確に把握し、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
 - 5 事業者自らその提供する指定訪問介護の質の評価を多様な評価手法を用いて行い、常にその改善を図るものとする。
 - 6 訪問介護事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 7 前六項のほか、指定訪問介護事業にあつては、「松山市指定居宅サービス事業等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月26日松山市条例第50号）のほかその他関係法令等を順守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 福角会ホームヘルプサービス事業所
- (2) 所在地 愛媛県松山市内宮町2007番地5

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤1名 兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に訪問介護事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 4名(常勤4名 訪問介護員兼務)

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

- (3) 訪問介護員 18名(常勤4名 サービス提供責任者兼務、非常勤 14名)

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき、指定訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。

ただし、祝日、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

- (3) 上記の営業日・営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容等)

第7条 指定訪問介護の内容は、「指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」(以下「算定基準」という。)に規定する内容とし、具体的には以下のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(指定訪問介護の利用料等)

第8条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて指定訪問介護を行う場合の交通費は通常の事業の実施地域を超えてからの実費の支払いを受けることができるものとする。

なお、自動車を使用する場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点か

ら片道 1 キロメートル当たり 50 円とする。

- 3 訪問介護サービス（介護予防サービスを除く。）の利用の中止についての申し入れがなかった場合には、次のとおりキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。ただし、体調や容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要とする。

（1）訪問予定日の前日までに連絡を受けた場合

無料

（2）訪問予定日の前日までに連絡を受けなかった場合 訪問介護員の時給相当額

- 4 事業所は、入院時・退院時の準備や付添、入院中の見守り、その他緊急止むを得ない場合の対応等介護保険外サービスを行う場合は、事前に介護保険外サービスの契約を行い実費の支払いを利用者から徴収することができる。

- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、利用者又はその家族から支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

- 6 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受ける際はその都度、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付する。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、松山市（島嶼部を除く）とする。

（緊急時における対応）

第 10 条 事業所の従業者は、指定訪問介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じるとともに管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第 11 条 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、その完結の日から 5 年間保存する。

- 3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待防止のための措置）

第 12 条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 従業者への虐待防止に関する研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

（身体拘束の禁止）

- 第13条 事業所は共同生活援助の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

（衛生管理）

- 第14条 事業者は、感染症の発生又はまん延を防ぐために必要な措置を講じるとともに、従業者に対し定期的に健康診断等を実施する。

（秘密保持）

- 第15条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

（個人情報の保護）

- 第16条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 利用者又はその家族の個人情報については、事業者による指定訪問介護の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第 17 条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

(苦情解決体制の整備)

第 18 条 事業者は、指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 事業者は、苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録し、5年間保存する。
また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に努める。

3 事業者は、指定訪問介護の提供に関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 提供した指定訪問介護に関する利用者及びその家族からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努める。

(従業者の研修)

第 19 条 事業者は、すべての訪問介護員に対し、資質向上を図るための研修計画を作成し、当該計画に従い事業所内研修を実施するとともに、研修機関等が実施する外部研修への参加の機会を確保する。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 事業者は、指定訪問介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令並びに条例・規則に定めるところによるものとする。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、第5条の第3項を平成30年4月1日より一部改正する。

この規程は、第5条第3項と第8条第1項を平成31年4月1日より一部改正する。

この規程は、第5条の第3項を令和2年4月1日より一部改正する。

この規程は、第5条の第2項と第3項一部改正、第8条の第4項と第13条を追加し令和3年4月1日より一部改正する。